

株主の皆様へ

第60回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

- | | |
|----------|----------------------------|
| [事業報告] | 業務の適正を確保するための
体制および運用状況 |
| [連結計算書類] | 連結株主資本等変動計算書
連結注記表 |
| [計算書類] | 株主資本等変動計算書
個別注記表 |

上記の事項につきましては、法令および当社定款第17条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様へ提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制および運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月25日開催の取締役会決議により定めた「内部統制システムに関わる基本方針」に基づき、当社の内部統制システム体制等について継続的に整備するとともに毎期運用状況を確認し、必要に応じて基本方針を改定しております。現在の基本方針は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社グループの取締役、執行役員および使用人がアイネス行動規範を基本とする各社の行動規範を遵守すること、その職務執行が法令および定款に適合すること、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
 - b. 当社の内部監査部門による当社グループ全体の内部監査を継続的に実施し、当社グループの取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
 - c. 当社グループ各社が法令および定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、当社グループの取締役、執行役員および使用人の遵法精神の向上を図る。
 - d. 当社グループ全体を対象とする内部通報制度を整備し、法令および定款に反する行為を発見した者が内部通報を容易に行える環境の整備改善を図る。
 - e. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。
- ② 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役および執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録および決裁文書を、文書管理規程およびその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
 - b. 上記の記録および文書について、取締役、執行役員または監査役から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社の取締役会および経営会議等の会議体において、取締役、執行役員および使用人から定期的または随時実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループの損失発生の危険を察知したときは、その責任者となる取締役または執行役員を定め、速やかに回避措置または対策を図る。

- b. リスク統括部門を設置し当社グループの危機管理全般を統括するとともに、規程・マニュアル等の整備、教育の実施を指導する。
 - c. 危機管理上の有事発生の際には、危機対策本部を設置し危機対策本部の指揮命令のもと、有事対応にあたる。
- ④ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制
- a. 当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、財務報告に係るプロセスを所管するプロセスオーナーが主体となり、その維持・改善の継続を推進する。
 - b. 財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的に評価する。改善が必要な事項が発見された場合、すみやかにこれの改善を図る。
- ⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社グループ全体の中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、当社の執行役員およびグループ会社の取締役の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行うことで、当社グループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保する。
 - b. 経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。
- ⑥ グループ会社の取締役等の職務執行に関する事項の報告の体制
- a. 当社において年4回以上開催するグループ会社からの報告会およびその他グループ会社からの適宜の報告を通じて各グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社に対し必要な管理を行う。
 - b. 主要なグループ会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、グループ会社の取締役または監査役として派遣し、その報告を通じてグループ会社における業務の適正を確保する。
- ⑦ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- a. 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
 - b. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
 - c. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得て実施する。

- ⑧ 当社グループの取締役等および使用人が監査役に報告をするための体制
その他の監査役への報告に関する体制
- a. 当社の取締役、執行役員および使用人は、監査役または監査役会に対し、以下の事項について報告する。
 - ア. 経営状況に関わる重要な事項
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ウ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - エ. コンプライアンス上重要な事項
 - オ. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
 - カ. その他、監査役会で定める事項
 - b. グループ会社における前号の事項について、グループ会社の取締役、監査役または使用人から当社グループの内部通報制度その他の報告等により報告を受けた当社の取締役、執行役員または使用人は、監査役または監査役会にこれを報告する。
 - c. 当社の監査役は、その判断に基づき、当社グループの取締役、執行役員および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
 - d. 前各号の報告を行った者は、当該報告したことを理由に、当社またはグループ会社から不利な取扱いを受けない。
- ⑨ その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。
 - b. 監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。
 - c. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、経理規程に基づく社内手続により適正に実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当期における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- すべての役員および社員等が遵守すべき規範としてコンプライアンスの基本方針と行動指針を定め、社内外のホームページに掲載し周知しております。また、コンプライアンス基本方針に準拠したコンプライアンステキストを策定し、定期的なコンプライアンス研修をeラーニング等により実施しております。

法令違反や不正行為等を早期に発見し解決していくことを目的として内部通報規程を定め、内部通報窓口を社内および社外に設置しており、通報の状況を取締役および監査役に報告しております。

また、内部監査規程に基づき、内部監査部門が当社全部門およびグループ会社を対象とした業務監査を実施し、その結果を、社長、経営会議、および監査役会に報告しております。

反社会的勢力からのアプローチがあった場合は、総務部門が対応する体制となっており、反社会的勢力との関係遮断については、コンプライアンス研修により役員および社員等に周知しております。

- ② 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書、その他の重要会議体の議事録等の記録および
決裁文書は、文書管理規程に基づく担当部門が保存管理を行い、役員から
の閲覧要求に迅速に対応しております。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会その他の重要な会議において、各部門からの重要業務の報告や業績報告に加えて、損失発生危険のある事項について報告が行われております。また、財務部門、技術部門およびその他関係部門が連携して損失発生危険のあるプロジェクトの発見に努め、適切な対応策を講じております。グループ会社の損失発生危険については、財務部門がグループ会社からの報告会や月次報告等により把握しております。

また、リスク統括部門において、リスク管理に係る規程・マニュアルの整備、当社グループの網羅的なリスク把握、リスク発生時の対応策の検討、役員および社員等に対する教育活動等が実施されております。

さらに、事業継続管理規程に基づき、緊急時の対応手順および緊急連絡網を整備し、当社グループ共有のホームページへの掲載等により当社グループの役員および社員等に周知しております。

- ④ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制については、内部統制基本方針および内部統制基本規程に基づき、財務報告に係るプロセスを所管するプロセスオーナーが年間計画に基づき活動しております。また、監査部門が内部統制の整備運用状況をモニタリングし、その有効性を評価し、不備があればこれを是正しております。

また、監査部門による内部統制の運用状況の評価は、当社会計監査人のレビューを受けた後、経営会議および監査役会に報告されております。

- ⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画およびその見直しの結果を踏まえ策定される年度計画と予算に基づき、執行役員業績目標の設定と評価が行われております。取締役会および経営会議等においては、業務執行報告が行われ、経営に影響を及ぼす重要事項が審議されております。

- ⑥ グループ会社の取締役等の職務執行に関する事項の報告の体制

グループ会社管理規程に基づきグループ会社管理を実施しており、グループ会社からの定期的な報告会およびグループ会社に派遣した役員等からの報告を通じて、グループ会社の経営状況を把握しております。また、グループ会社の経営状況は、四半期毎にグループ会社を管轄する取締役から取締役会に報告されております。

- ⑦ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役を補助する使用人は、監査部門の社員より任命され、監査役の指示に基づき職務を執行しており、取締役の指揮命令を受けないこととしております。

また、当該使用人の人事考課や異動等については、監査役の同意を得て行っております。

- ⑧ 当社グループの取締役等および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会への出席、および経営会議その他会議等への常勤監査役の出席を通じて、当社の経営状況、重要リスクの発生状況、内部統制システムの整備運用状況等を確認しております。また、監査役会その他の会議体における取締役および使用人からの報告を通じて組織の運営状況およびグループ会社の業務執行状況等を確認しております。

さらに、グループ全社を対象とした内部通報制度においては、内部通報の発生の都度、社長、内部通報を管轄する取締役、および監査役に報告があり、監査役全員が出席する取締役会で通報の状況を報告しております。なお、通報を行った者に対して不利益な取扱いを行わないことを社内規程等に定めております。

- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会およびその他の会合において、会計監査人より、監査計画、四半期決算レビュー報告、期末監査結果報告、内部統制監査状況等の報告を受けるなど、十分な意見交換を行っております。

また、監査役は、役員懇談会等を活用し社外取締役とも意見交換を行い、連携を図っております。

さらに、年度予算には、監査役の職務執行に必要と見込まれる経費を織り込んで策定しており、監査役が独自に弁護士等の専門家からの助言を得ることができる体制を整備しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	15,000	14,582	9,725	△ 102	39,204
会計方針の変更による 累積的影響額			3		3
会計方針の変更を反映した 当期首残高	15,000	14,582	9,728	△ 102	39,207
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,055		△ 1,055
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,300		1,300
自己株式の取得				△ 4,569	△ 4,569
自己株式の処分		9		20	30
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	9	244	△ 4,548	△ 4,294
2022年3月31日残高	15,000	14,592	9,973	△ 4,651	34,913

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2021年4月1日残高	△ 10	△ 398	△ 408	38,795
会計方針の変更による 累積的影響額				3
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△ 10	△ 398	△ 408	38,799
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 1,055
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,300
自己株式の取得				△ 4,569
自己株式の処分				30
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	43	72	115	115
連結会計年度中の変動額合計	43	72	115	△ 4,178
2022年3月31日残高	32	△ 326	△ 293	34,620

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - ・市場販売目的のソフトウェア
 - ……………見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額
 - 見込有効期間は3年以内であります。
 - ・その他の無形固定資産……………定額法
 - ③リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ④少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却
 - ⑤長期前払費用……………定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②受注損失引当金……………受注制作のソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。
 - ③賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。
 - ④役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。
 - ⑤役員退職慰労引当金……………役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ①受注制作のソフトウェア開発
 - 受注制作のソフトウェア開発では、主に公共分野や金融・産業分野での受注制作によるソフトウェアの開発、提供を行っております。
 - 履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、その進捗を発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）により見積り、収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積ることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

②サービスの提供

サービスの提供では、主に公共分野での運用処理、システム保守、金融・産業分野での準委任契約等によるシステム開発、運用処理等を行っております。

サービスの提供の内、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスでは、契約に基づきサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務提供期間にわたり顧客との契約において約束された金額を契約に基づき按分して収益を認識しております。

また、サービスの時間、期間、処理量等に基づき現在までに履行が完了した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

③情報機器等販売

情報機器等販売では、主に公共分野や金融・産業分野での情報機器販売、ソフトウェア販売等を行っております。

情報機器等販売では、製品を顧客へ引き渡し後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

受注制作のソフトウェア開発に関して、従来は連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについては工事進行基準を適用し、その他のものについては工事完成基準を適用していましたが、当連結会計年度の期首より、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、その進捗度に基づいて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）で算出しております。なお、履行義務の結果を合理的に見積ることができない場合には、原価回収基準により収益を認識しております。また、サービスの提供の内、一部の保守契約等の契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスについては、従来は契約に基づき一時時点で収益を認識していましたが、役務提供期間にわたり金額を契約に基づき按分して収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、受取手形、売掛金及び契約資産は969百万円増加、仕掛金は828百万円減少しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は643百万円増加し、売上原価は595百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ48百万円増加しております。当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は3百万円増加しております。当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ、1.69円、1.55円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

会計上の見積りに関する注記

1. 市場販売目的のソフトウェアの減価償却及び評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

市場販売目的のソフトウェア	136百万円
市場販売目的のソフトウェアの減価償却費	337百万円
市場販売目的のソフトウェアの未償却残高が翌期以降の見込販売収益を上回ったため一時の費用とした金額	823百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は主に公共分野における自治体向けのパッケージシステム製品について市場販売目的のソフトウェアとして認識しています。

市場販売目的のソフトウェアは見込販売期間（3年内）における見込販売本数に基づく償却額と販売可能な残存期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を減価償却費として計上しております。また、販売期間の経過に伴い、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額を一時の費用として計上しております。

見込販売本数の算定に用いた主要な仮定は顧客別の見積販売ライセンス数であり、販売予測や販売ライセンス数の実績等により算定しております。また、見込販売収益に用いた主要な仮定は顧客別の販売収益であり、当社の販売戦略に基づく販売予測等により算定しております。

なお、当連結会計年度において、未償却残高が見込販売収益を上回る額について、当該超過額を一時の費用として823百万円計上しております。市場販売目的のソフトウェアの翌期以降の見込販売本数及び見込販売収益が減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において市場販売目的のソフトウェアの金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 受注制作のソフトウェア開発の原価総額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合に、その進捗を発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）により見積って収益を認識した金額	1,263百万円
受注損失引当金残高	137百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は受注制作のソフトウェア開発について、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合に、その進捗を発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）により見積って収益を認識しております。

当該進捗度は決算日までに発生した原価が、原価総額に占める割合により算出しております。また、受注制作のソフトウェア開発のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を受注損失引当金として計上しています。

これらの会計処理にあたり、受注制作のソフトウェア開発の原価総額の見積りを行っていますが、受注制作のソフトウェア開発に係る原価総額は、主として開発工数と工数単価により見積られる労務費及び外注費等によって構成されており、原価総額の算出に用いた主要な仮定は開発工数になります。

開発工数は、契約ごとに契約内容、要求仕様、ステップ数、新規技術要素の有無、過去の類似契約における発生原価実績などのさまざまな情報に基づいて算定しています。

受注制作のソフトウェア開発は、仕様や作業内容が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、また比較的長期にわたる契約が多いことから、契約時に予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れ等による原価の変動や、新規技術に起因して当初想定していない事象が発生することによる原価の変動など、開発途中での環境変化によって、見積原価総額が変動することがあります。

見積原価総額が大幅に変動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、上述のインプット法（原価比例法）により見積った収益認識及び受注損失引当金に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 6,430百万円

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金 7,798百万円

契約資産 1,524百万円

前受金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債 284百万円

連結損益計算書に関する注記

（顧客との契約から生じる収益）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	23,900,000	—	—	23,900,000
合計	23,900,000	—	—	23,900,000
自己株式				
普通株式(注)1,2	94,870	3,034,256	22,125	3,107,001
合計	94,870	3,034,256	22,125	3,107,001

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,034,256株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加3,018,700株、譲渡制限付株式の無償取得による増加14,335株及び単元未満株式の買取りによる増加1,221株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少22,125株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少22,045株及び単元未満株式の売渡しによる減少80株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	595百万円	25.00円	2021年 3月31日	2021年 6月28日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	460百万円	20.00円	2021年 9月30日	2021年 12月3日
計		1,055百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	415百万円	利益 剰余金	20.00円	2022年 3月31日	2022年 6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、主に預金や流動性及び安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しましては、社内における与信管理に関する規程に沿って、リスク低減を図っております。

有価証券については、合同運用指定金銭信託であり、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であるため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式や運用を目的とした社債等の債券及び投資信託、投資事業有限責任組合等への出資であり、定期的に時価や発行体及び組合の財務状況等を把握し、適正な価格で評価しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券(※3) その他有価証券	15,777	15,777	—

(※1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」については現金であること、及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は73百万円であります。

(※3)市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社株式	0
関係会社出資金及び出資金	13
その他有価証券 非上場株式	22

(注) 金融債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,945	—	—	—
受取手形及び売掛金(※)	7,787	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの				
社債	—	200	5,200	2,300
その他	2,300	—	—	—
合計	20,033	200	5,200	2,300

(※) 受取手形及び売掛金については、一般貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	271	—	—	271
社債	—	9,728	—	9,728
その他	—	2,300	—	2,300
資産計	271	12,028	—	12,299

(※) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は3,477百万円であります。

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。また、その他に含まれる合同運用指定金銭信託の時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	業種別売上区分				合計
	公共	金融	産業	その他	
顧客との契約から生じる収益	16,668	11,419	6,942	5,003	40,033
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	16,668	11,419	6,942	5,003	40,033

各業種別売上区分に含まれる顧客は、公共は主に自治体、金融では主に保険会社や銀行、産業では主に流通、産業分野の企業です。その他は連結子会社の収益を表しており、その顧客は情報サービス分野等の企業や公的機関等です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 主な履行義務の内容及び当該履行義務の充足時点に関する情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(2) 重要な支払条件に関する情報

取引の対価は履行義務を充足し、当社の債権が確定した時点から概ね2ヶ月以内に支払いを受けており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 履行義務への配分額の算定に関する情報

顧客との契約において約束された対価に基づいて算定した取引価格を、それぞれの履行義務へ配分し、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

一つの契約に受注制作のソフトウェア開発、情報機器等販売など複数の財又はサービスが含まれる取引については、契約に含まれる履行義務をそれぞれ識別しております。また、それぞれの履行義務への取引価格の配分は、財又はサービスの独立販売価格の比率に基づいております。当社グループの取引は受注による個別見積のため、独立販売価格を直接観測できず、財又はサービスにかかる仕入価格、工数等により見積った予想コストに利益相当額を加算するアプローチに基づき、独立販売価格を見積っています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	10,041
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	7,798
契約資産(期首残高)	788
契約資産(期末残高)	1,524
契約負債(期首残高)	231
契約負債(期末残高)	284

契約資産は、各報告期間の末日時点で全部または部分的に完了しているが、まだ支払に対する権利を得ていない履行義務の対価に関連するものです。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。当連結会計年度において、契約資産の増減は主として年度をまたぐ受注制作のソフトウェア開発案件の増加、大型の運用処理案件の発生により生じたものであります。

受注制作のソフトウェア開発では、検収受領までは履行義務の充足に応じて契約資産が増加し、検収受領時に債権となります。サービスの提供では、1ヶ月毎、半年毎等、契約で請求時期が定められており、請求時期の到来までは履行義務の充足に応じて契約資産が増加し、請求時期到来時に債権となります。情報機器等販売では、検収受領時に債権となります。

債権の支払期間は概ね2ヶ月です。なお、対価の金額に、重大な金融要素は含まれておりません。

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものです。当連結会計年度において、契約負債の変動金額に重要性はありません。

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、204百万円です。

また、過去に充足した履行義務から、当期に認識した収益は、50百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	15,804
1年起	9,069
合計	24,873

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,665円00銭
1 株当たり当期純利益	57円23銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2022年3月29日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施しました。

1. 消却する理由

発行済株式総数の減少を通じて資本効率並びに株式価値の一層の向上を図るため。

2. 消却する株式の種類

当社普通株式

3. 消却する株式の数

3,000,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 12.6%)

4. 消却日

2022年4月5日

5. 消却後の発行済株式総数

20,900,000株

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計
2021年4月1日残高	15,000	3,750	10,832	14,582	6,885	6,885
会計方針の変更による 累積的影響額					3	3
会計方針の変更を反映した 当期首残高	15,000	3,750	10,832	14,582	6,888	6,888
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△ 1,055	△ 1,055
当期純利益					1,364	1,364
自己株式の取得						
自己株式の処分			9	9		
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	-	-	9	9	308	308
2022年3月31日残高	15,000	3,750	10,842	14,592	7,196	7,196

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日残高	△ 102	36,364	3	3	36,367
会計方針の変更による 累積的影響額		3			3
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△ 102	36,367	3	3	36,370
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 1,055			△ 1,055
当期純利益		1,364			1,364
自己株式の取得	△ 4,569	△ 4,569			△ 4,569
自己株式の処分	20	30			30
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）			46	46	46
事業年度中の変動額合計	△ 4,548	△ 4,230	46	46	△ 4,183
2022年3月31日残高	△ 4,651	32,137	49	49	32,187

[個別注記表]

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

① 建物及び構築物……………定額法

② 工具、器具及び備品……………定率法

(ただし特定の契約に基づく専用設備は定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

① 自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

② 市場販売目的のソフトウェア……………見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額
見込有効期間は3年以内であります。

③ その他の無形固定資産……………定額法

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却

(5) 長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 受注損失引当金……………受注制作のソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。
- (3) 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。
- (4) 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、翌事業年度の役員賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産（退職給付信託）の見込額に基づき計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (6) 役員退職慰労引当金……………執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 受注制作のソフトウェア開発

受注制作のソフトウェア開発では、主に公共分野や金融・産業分野での受注制作によるソフトウェアの開発、提供を行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、その進捗を発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）により見積り、収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積ることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

(2) サービスの提供

サービスの提供では、主に公共分野での運用処理、システム保守、金融・産業分野での準委任契約等によるシステム開発、運用処理等を行っております。

サービスの提供の内、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスでは、契約に基づきサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務提供期間にわたり顧客との契約において約束された金額を契約に基づき按分して収益を認識しております。

また、サービスの時間、期間、処理量等に基づき現在までに履行が完了した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

(3) 情報機器等販売

情報機器等販売では、主に公共分野や金融・産業分野での情報機器販売、ソフトウェア販売等を行っております。

情報機器等販売では、製品を顧客へ引き渡し後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

受注制作のソフトウェア開発に関して、従来は事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについては工事進行基準を適用し、その他のものについては工事完成基準を適用していましたが、当事業年度の期首より、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、その進捗度に基づいて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)で算出しております。なお、履行義務の結果を合理的に見積ることができない場合には、原価回収基準により収益を認識しております。また、サービスの提供の内、一部の保守契約等の契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスについては、従来は契約に基づき一時点で収益を認識していましたが、役務提供期間にわたり金額を契約に基づき按分して収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、売掛金及び契約資産は966百万円増加、仕掛品は825百万円減少しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は648百万円増加し、売上原価は599百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ48百万円増加しております。当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は3百万円増加しております。当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ、1.69円、1.55円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 市場販売目的のソフトウェアの減価償却及び評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場販売目的のソフトウェア	131百万円
市場販売目的のソフトウェアの減価償却費	335百万円
市場販売目的のソフトウェアの未償却残高が翌期以降の見込販売収益を上回ったため一時の費用とした金額	823百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記表に注記している事項と同一であるため記載を省略しています。

2. 受注制作のソフトウェア開発の原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積りことができる場合に、その進捗を発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）により見積って収益を認識した金額	1,263百万円
受注損失引当金残高	137百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記表に注記している事項と同一であるため記載を省略しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

5,730百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	286百万円
短期金銭債務	260百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	389百万円
関係会社からの仕入高	2,927百万円
関係会社とのその他の営業取引高	341百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	599百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(注) 1, 2	94,870	3,034,256	22,125	3,107,001

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,034,256株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加3,018,700株、譲渡制限付株式の無償取得による増加14,335株及び単元未満株式の買取りによる増加1,221株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少22,125株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少22,045株及び単元未満株式の売渡しによる減少80株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	47百万円
賞与引当金	309百万円
未払事業税	52百万円
減価償却超過額	386百万円
土地等減損損失	5百万円
投資その他の資産	174百万円
退職給付引当金	3,045百万円
役員退職慰労引当金	18百万円
繰越欠損金	8百万円
その他有価証券評価差額金	50百万円
その他	197百万円
小計	4,297百万円
評価性引当額	△ 176百万円
	4,120百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△ 37百万円
その他有価証券評価差額金	△ 16百万円
	△ 54百万円
繰延税金資産（負債）の純額	
繰延税金資産	4,065百万円

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に注記している事項と同一であるため記載を省略しています。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,547円97銭
1 株当たり当期純利益	60円04銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2022年3月29日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施しました。

1. 消却する理由
発行済株式総数の減少を通じて資本効率並びに株式価値の一層の向上を図るため。
2. 消却する株式の種類
当社普通株式
3. 消却する株式の数
3,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合 12.6%）
4. 消却日
2022年4月5日
5. 消却後の発行済株式総数
20,900,000株

(会社分割によるBPO事業の一部承継)

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、2023年4月1日を効力発生日として、会社分割の方法により、当社のBPO (Business Process Outsourcing) 事業の一部 (以下「本事業」といいます) を完全子会社である株式会社KDS (以下「KDS」といいます) に承継させること (以下「本会社分割」といいます) に関する基本合意書の締結を決議しました。

1. 本会社分割の目的

当社の本事業をKDSに移管し、同社の持つ経営資源と統合、有効活用することで、本事業の一層の拡大と効率化を図るものです。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

・基本合意書締結取締役会決議日	2022年4月28日
・基本合意書締結日	2022年4月28日
・会社分割契約書締結取締役会決議	2022年9月 (予定)
・会社分割契約書締結	2022年9月 (予定)
・会社分割実施予定日 (効力発生日)	2023年4月1日 (予定)

(注) 本会社分割は、当社においては、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割の規定により、KDSにおいては、会社法第796条第1項に定める略式吸収分割の規定により、いずれにおいても株主総会の承認の手続きを経ずに行う予定です。

(2) 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、KDSを分割承継会社とする吸収分割です。

(3) 本会社分割に係る割当ての内容

当社はKDSの全株式を保有しており、会社分割に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

(4) 本会社分割に係る新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

(5) 本会社分割により増減する資本金の額

本会社分割による資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

KDSは、本会社分割に際して、原則当社が本事業に関して有する資産・負債その他の権利義務及び契約上の地位を承継する予定であり、詳細については当事者で協議のうえ、会社分割契約書締結までに決定いたします。

(7) 債務履行の見込み

本会社分割においてKDSが負担すべき債務については、履行の見込みに問題は無いものと判断しております。

3. 会社分割する事業部門の内容

(1) 分割する事業部門の内容

本会社分割により分割する事業は、営業機能を除くBPO事業であります。

(2) 分割事業部門の営業成績 (2022年3月期)

区分	分割する事業(a)	当社単体実績(b)	比率 (a/b)
売上高	42.6億円	350.2億円	12.2%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

当事者で協議のうえ、会社分割契約書締結までに決定いたします。

4. 本会社分割後の状況

当社については、本会社分割による名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期の変更はありません。

KDSについては、本会社分割による所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期の変更はありません。名称については2022年10月1日付けで株式会社アイネスリレーションズに変更する予定です。

5. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

(会社分割による運用事業の一部承継)

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、2023年4月1日を効力発生日として、会社分割の方法により、当社の運用事業の一部（以下「本事業」といいます）を完全子会社である株式会社SKサポートサービス（以下「SKSS」といいます）に承継させること（以下「本会社分割」といいます）に関する基本合意書の締結を決議しました。

1. 本会社分割の目的

当社の本事業をSKSSに移管し、同社の持つ経営資源と統合、有効活用することで、本事業の一層の拡大と効率化を図るものです。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

・基本合意書締結取締役会決議日	2022年4月28日
・基本合意書締結日	2022年4月28日
・会社分割契約書締結取締役会決議	2022年9月（予定）
・会社分割契約書締結	2022年9月（予定）
・会社分割実施予定日（効力発生日）	2023年4月1日（予定）

(注)本会社分割は、当社においては、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割の規定により、SKSSにおいては、会社法第796条第1項に定める略式吸収分割の規定により、いずれにおいても株主総会の承認の手続きを経ずに行う予定です。

(2) 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、SKSSを分割承継会社とする吸収分割です。

(3) 本会社分割に係る割当ての内容

当社はSKSSの全株式を保有しており、会社分割に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

(4) 本会社分割に係る新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

(5) 本会社分割により増減する資本金の額

本会社分割による資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

SKSSは、本会社分割に際して、原則当社が本事業に関して有する資産・負債その他の権利義務及び契約上の地位を承継する予定であり、詳細については当事者で協議のうえ、会社分割契約書締結までに決定いたします。

(7) 債務履行の見込み

本公司分割においてSKSSが負担すべき債務については、履行の見込みに問題は無いものと判断しております。

3. 会社分割する事業部門の内容

(1) 分割する事業部門の内容

本公司分割により分割する事業は、営業機能を除く運用事業であります。

(2) 分割事業部門の営業成績 (2022年3月期)

区分	分割する事業(a)	当社単体実績(b)	比率 (a/b)
売上高	46.2億円	350.2億円	13.2%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

当事者で協議のうえ、会社分割契約締結までに決定いたします。

4. 本公司分割後の状況

当社については、本公司分割による名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期の変更はありません。

SKSSについては、本公司分割による所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期の変更はありません。名称については2022年10月1日付けで株式会社アイネステクノロジーズに変更する予定です。

5. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。